

物價對策審議會官制廢止ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ

ラレムコトヲ請フ

昭和十八年十一月四日

内閣總理大臣東條英機

本會ハ公報ノ日ヨリイテモ

第

第

第

附 則

物價對策審議會官制ハ之ヲ廢止ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内

閣